

「外国人雇用状況」の届出状況まとめ (令和元年 10 月末現在)

I 趣旨

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、すべての事業主に対して、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けており、ハローワークは当該届出に基づいて、事業主に対する外国人労働者の雇用管理改善や再就職支援などの指導・助言等を行っている。

なお、届出対象となるのは、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）であり、今回、公表した数値は令和元年 10 月末時点の届出状況を集計したものである。

II 届出状況のまとめ

1 外国人労働者を雇用している事業所及び外国人労働者の状況

(1) 令和元年 10 月末現在、外国人労働者を雇用している事業所数は 15,645 か所、外国人労働者数は 91,581 人であり、平成 30 年 10 月末現在の 13,924 か所、79,223 人に比べ、1,721 か所(12.4%)、12,358 人(15.6%)の増加となった。なお、外国人を雇用している事業所数及び外国人労働者数ともに平成 19 年に届出が義務化されて以降、過去最高の数値を更新した。

外国人労働者数が増加した要因としては、政府が推進している高度外国人材や留学生の受入れが進んでいること、雇用情勢の改善が着実に進み、「永住者」や「日本人の配偶者」等の身分に基づく在留資格の方々の就労が進んでいること、技能実習制度の活用により技能実習生の受入れが進んでいること等が背景にあると考えられる。

(2) また、このうち、労働者派遣・請負事業を行っている事業所数は 1,344 か所、当該事業所で就労する外国人労働者数は 16,919 人であり、それぞれ事業所全体の 8.6%、外国人労働者数全体の 18.5%を占めている。

なお、これらについては、平成 30 年 10 月末現在の 1,237 か所、15,353 人に比べ、107 か所 (8.6%)、1,566 人 (10.2%) の増加となっている。

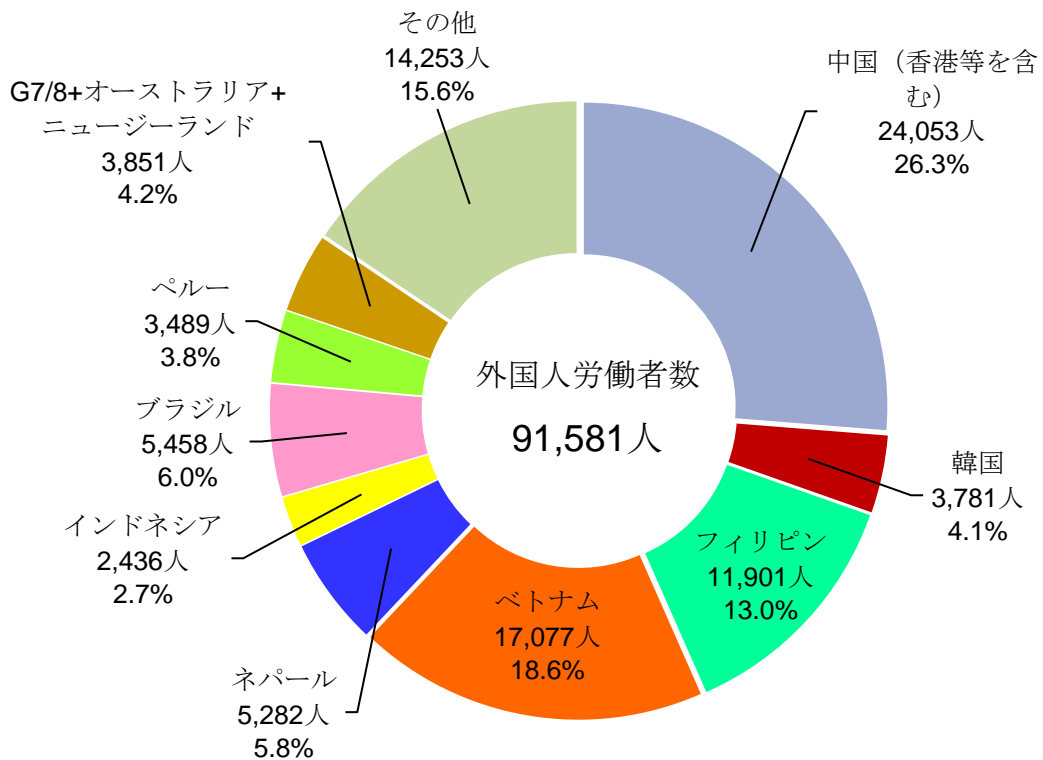
2 外国人労働者の属性

(1) 国籍別にみると中国が最も多く 24,053 人であり、外国人労働者数全体の 26.3%を占める。次いで、ベトナムが 17,077 人(同 18.6%)、フィリピンが 11,901 人(同 13.0%)の順となっている。

特に、ベトナムについては対前年同期比で 3,983 人(30.4%)と大きく増加し、また、ネパールについては同 997 人(23.3%)、インドネシアについては同 311 人(14.6%)、韓国については同 476 人(14.4%)の増となっている。

【図1】(別表1)

図1 国籍別外国人労働者の割合



※円グラフの項目の順番は、別表1の項目(国籍)の順番に対応

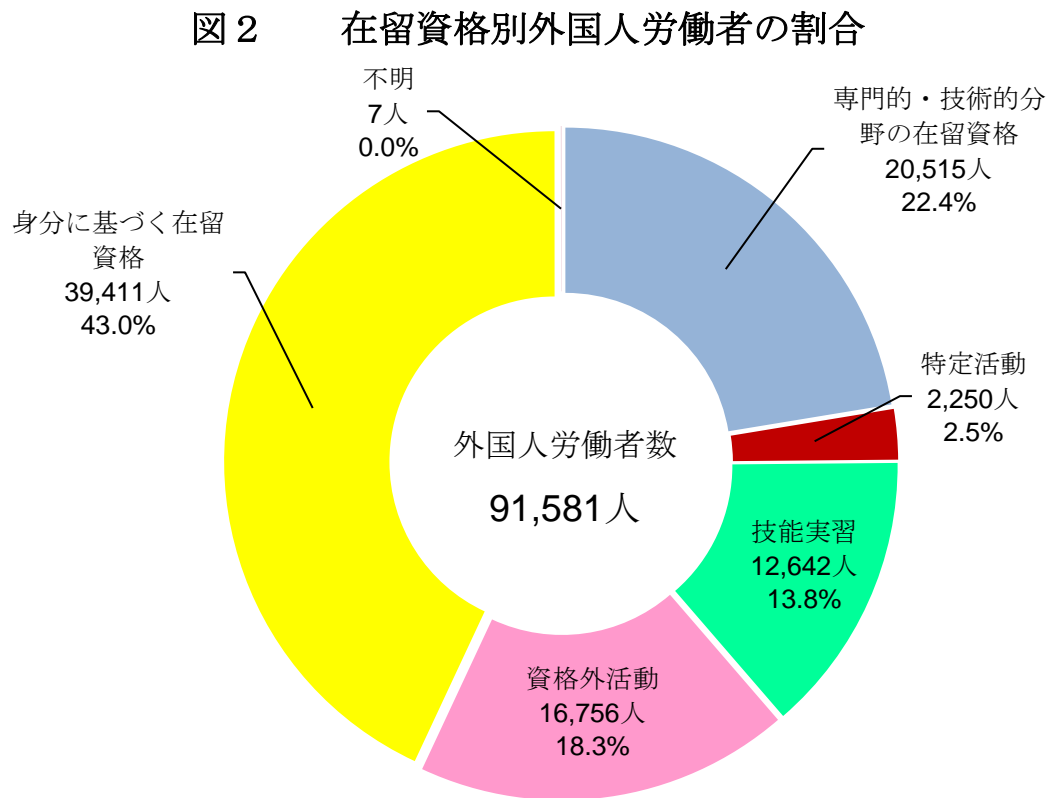
(2) 在留資格別にみると、「身分に基づく在留資格¹」が外国人労働者数全体の43.0%を占め、次いで、「専門的・技術的分野の在留資格²」22.4%、「資格外活動（留学）」を含む「資格外活動」18.3%、「技能実習」13.8%となっている。

「技能実習」は12,642人と前年同期比で2,866人(29.3%)増加し、「専門的・技術的分野の在留資格」も、20,515人と前年同期比で3,622人(21.4%)増加している。

「資格外活動（留学）」の外国人労働者数は、13,011人と前年同期比で1,506人(13.1%)増加している。

【図2】(別表1)

なお、「専門的・技術的分野の在留資格」のうち、平成31年4月に創設された在留資格「特定技能」の外国人労働者数は19人となっている。(別表6)



※円グラフの項目の順番は、別表1の項目（在留資格）の順番に対応

¹ 「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。

² 「専門的・技術的分野の在留資格」には、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「介護」、「技能」、「特定技能」が該当する。

(3) 国籍別・在留資格別にみると、中国では「身分に基づく在留資格」の割合が 36.6%、「専門的・技術的分野の在留資格」が 33.3%、「資格外活動（留学）」が 15.5%、「技能実習」が 8.5%となっている。

韓国では「身分に基づく在留資格」が 43.6%、次いで「専門的・技術的分野の在留資格」が 41.5%を占めている。

ブラジルでは「身分に基づく在留資格」の割合が 98.9%を占めており、その内訳をみると「永住者」の割合が最も高く、ブラジル全体の 54.3%となっている。

ペルーでは「身分に基づく在留資格」の割合が 99.5%を占めており、その内訳をみると「永住者」の割合が最も高く、ペルー全体の 74.3%となっている。

フィリピンでは「身分に基づく在留資格」の割合が 79.0%を占めており、その内訳をみると「永住者」の割合がフィリピン全体の 49.5%となっている。

ベトナムでは「技能実習」が 40.7%、次いで「資格外活動（留学）」が 25.8%を占めている。

インドネシアでは「技能実習」が 58.2%を占めており、ネパールでは「資格外活動（留学）」が 45.8%を占めている。

G 7/8 等³では「専門的・技術的分野の在留資格」が 55.0%を占めている。

(別表 1)

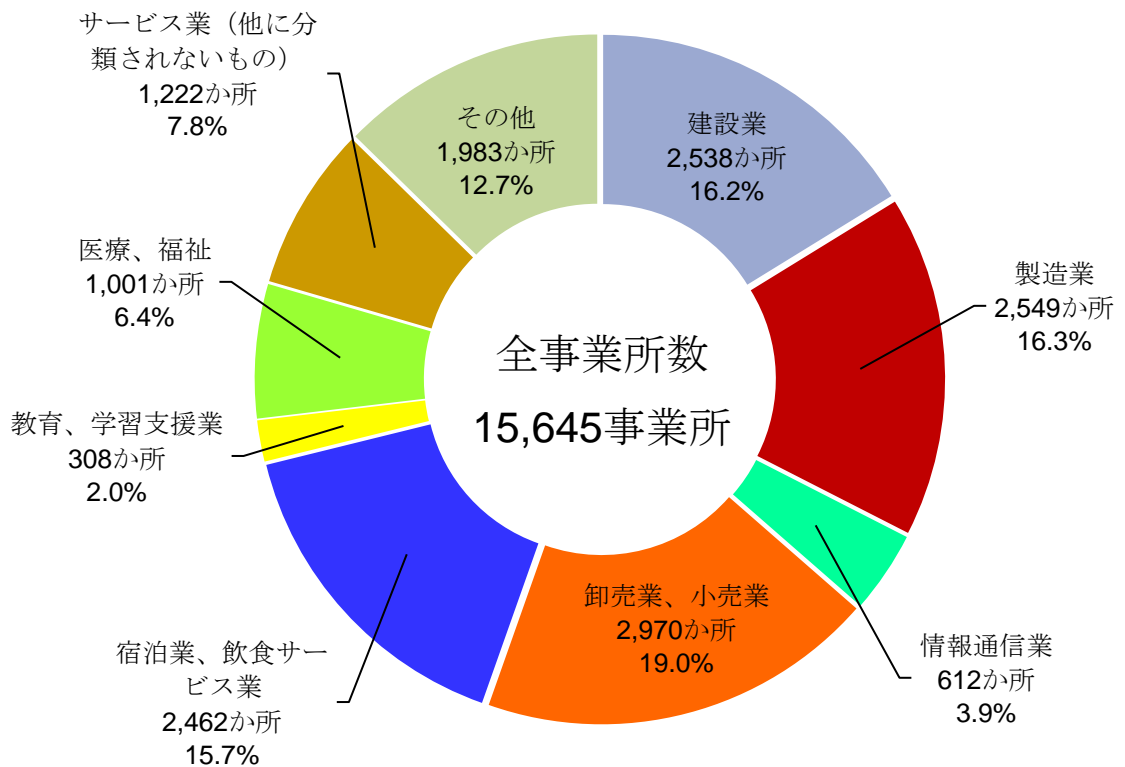
³ G7/8 等は、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、ロシア、オーストラリア、ニュージーランドを表す。

3 産業別・事業所規模別にみた外国人雇用事業所の特性

(1) 産業別の割合をみると、「卸売業、小売業」が 19.0%、「製造業」が 16.3%、「建設業」が 16.2%、「宿泊業、飲食サービス業」が 15.7%の順となっている。

各産業の占める割合をみると、「卸売業、小売業」は前年同期比で 16.3%増加し、「製造業」は同 6.2%増加、「宿泊業、飲食サービス業」は同 9.1%増加、「建設業」は同 21.8%増加となっている。【図3】(別表2)

図3 産業別外国人雇用事業所の割合



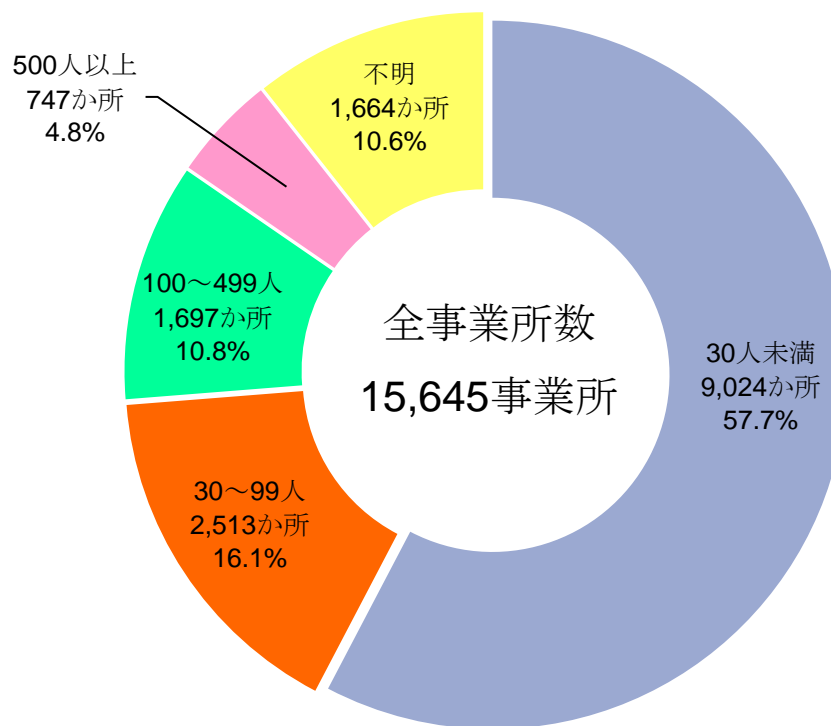
※円グラフの項目の順番は、別表2の項目（産業）の順番に対応

(2) 事業所規模別の割合をみると、「30 人未満」規模の事業所が最も多く、事業所数全体の 57.7%を占めている。

事業所数はどの規模においても増加しており、特に、「30 人未満」規模の事業所では前年同期比で 14.5%増と、最も大きな増加率となっている。

【図 4】(別表 5)

図 4 事業所規模別外国人雇用事業所の割合



※円グラフの項目の順番は、別表 5 の項目（事業所規模）の順番に対応

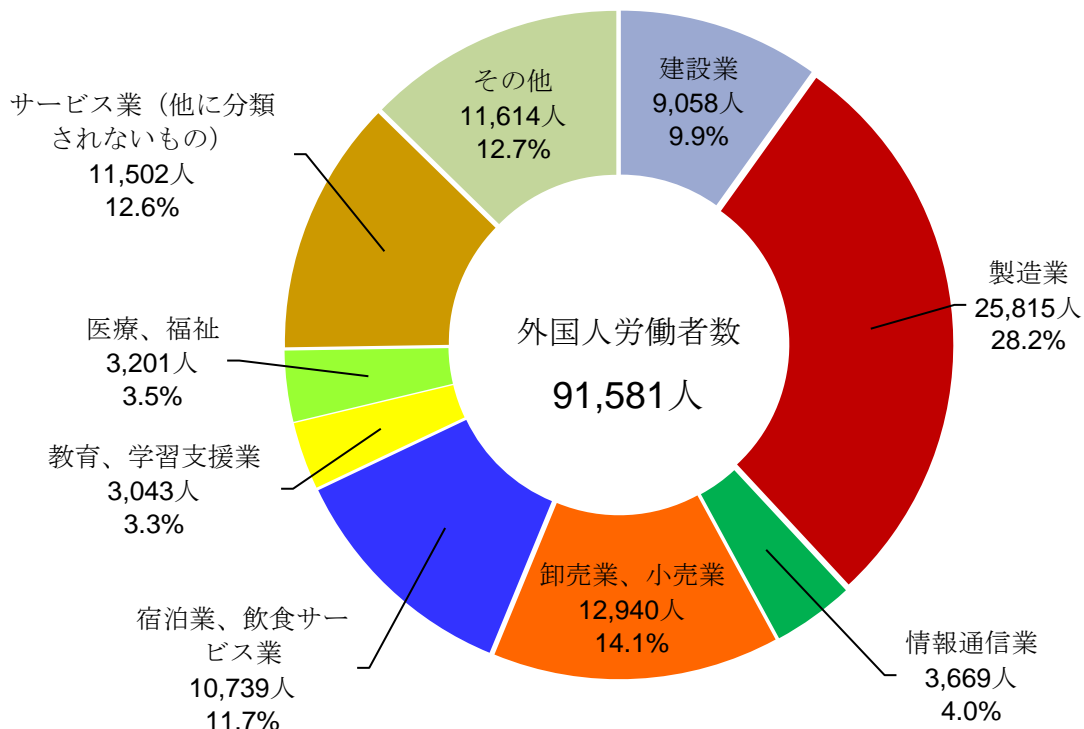
4 産業別・事業所規模別にみた外国人労働者の就労実態

(1) 産業別の割合をみると、「製造業」が 28.2%を占め、次いで「卸売業、小売業」 14.1%、「サービス業（他に分類されないもの）」 12.6%、「宿泊業、飲食サービス業」 11.7%となっている。【図 5-1】（別表 2）

また、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の状況を産業別にみると、「製造業」では、同産業の外国人労働者数全体の 18.1%にあたる 4,667 人、労働者派遣業を含む「サービス業（ほかに分類されないもの）」では、同 54.9%にあたる 6,309 人となっている。【図 5-2】（別表 2）

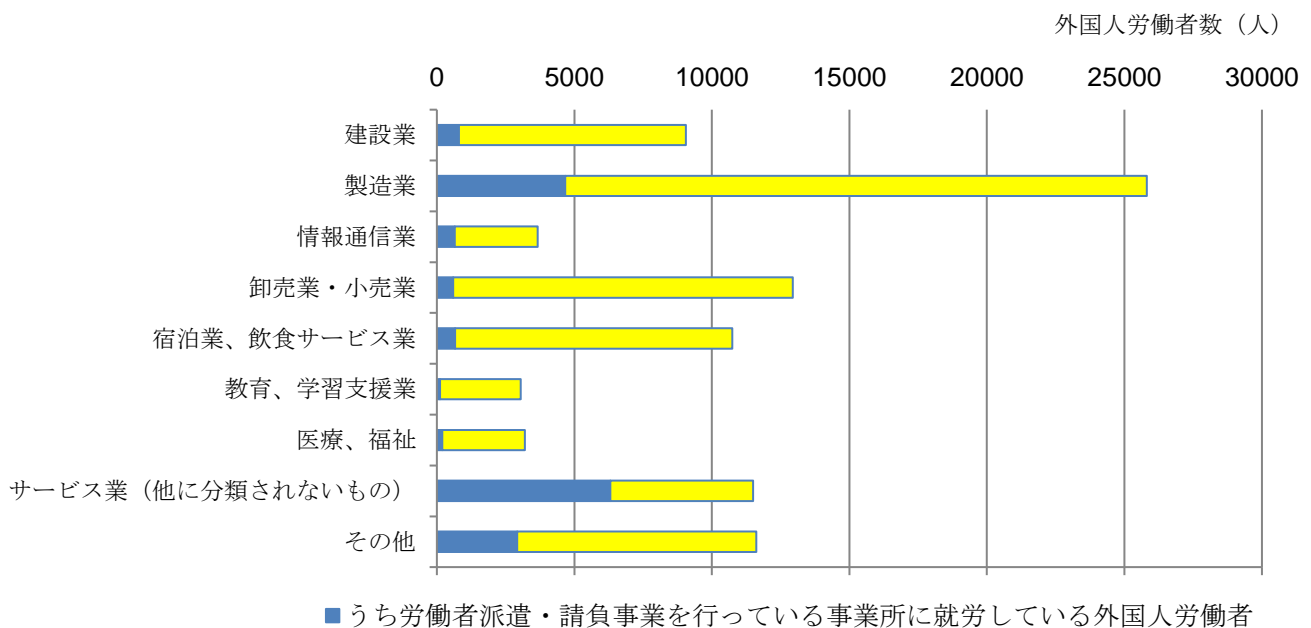
「製造業」の中でも「輸送用機械器具製造業」と「生産用機械器具製造業」においては、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の割合が高く、それぞれ 34.5%（2,246 人）、25.3%（261 人）となっている。（別表 2）

図 5-1 産業別外国人労働者数



※円グラフの項目の順番は、別表 2 の項目（産業）の順番に対応

図5-2 労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の産業別状況



(2) 在留資格別・産業別にみると、「専門的・技術的分野の在留資格」では、「製造業」21.2%、「情報通信業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」14.0%、「卸売業・小売業」13.2%となっている。

「技能実習」では、「建設業」が41.6%を占めている。「身分に基づく在留資格」では、「製造業」が34.2%、「サービス業（他に分類されないもの）」が14.9%となっている。（別表3）

さらに、国籍別・産業別にみると、ブラジル、ペルー、インドネシア、フィリピン、ベトナム、韓国では、「製造業」が最も高い割合を示し、それぞれ46.7%、43.9%、40.1%、34.6%、27.9%、19.5%となっている。昨年まで「製造業」の割合が最も高かった中国では「卸売業・小売業」が21.0%、ネパールでは「宿泊業・飲食サービス業」が24.9%へと変化している。G7/8等では、「教育、学習支援業」が34.6%と最も高い割合を示している。

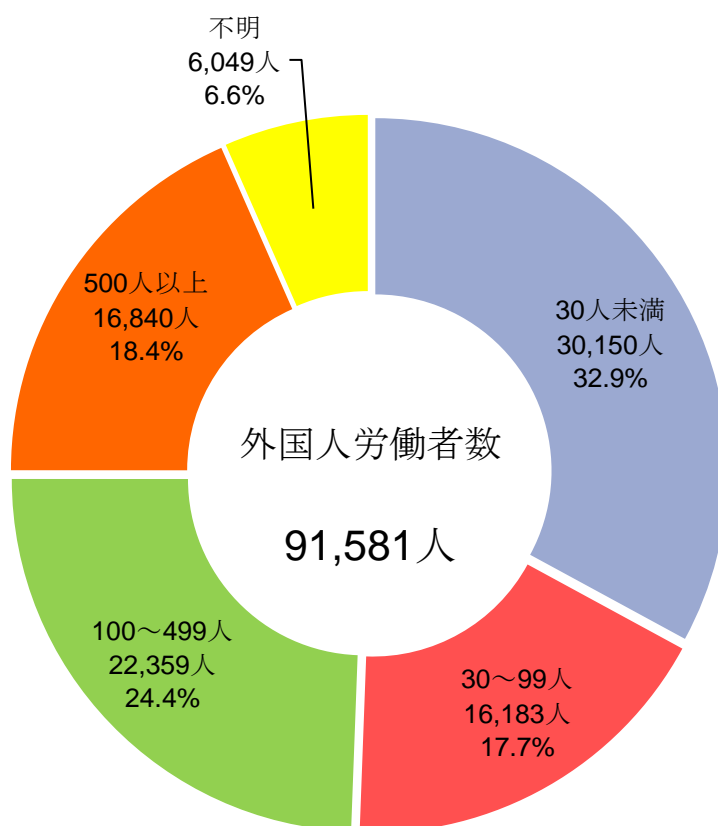
また、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の構成比を国籍別にみると、ブラジルとペルーで割合が高く、それぞれ37.4%、35.1%となっている。（別表4）

(3) 事業所規模別にみると、「30 人未満事業所」で就労する者が最も多く、外国人労働者数全体の 32.9%を占めている。

なお、外国人労働者数はどの規模においても増加しており、特に、30 人未満の事業所では前年同期比で 17.0%増加し、最も大きな増加率となっている。

【図 6】(別表 5)

図 6 事業所規模別外国人労働者数



※円グラフの項目の順番は、別表 5 の項目 (事業所規模) の順番に対応